

(仮称) 安八スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「(仮称) 安八スマートインターチェンジ地区協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、名神高速道路安八バス停付近にE T C専用の出入口(スマート I C)を設置するため、必要となる事項について調査・検討し、当該インターチェンジ供用後も継続して安全性、採算性、管理・運営方法等について定期的にフォローアップすることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- (1) 当該 I Cの社会便益
- (2) 当該 I C及び周辺道路の安全性
- (3) 当該 I Cの採算性
- (4) 当該 I Cの構造及び整備方法
- (5) 当該 I Cの管理・運営方法
- (6) その他当該 I Cの設置・管理・運営する上で必要な事項

(組織)

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって組織する。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、安八町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を統括する。
- 3 会長に事故のある時は、安八町副町長が職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、必要に応じて、協議会に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(検討部会)

第7条 協議会に検討部会を置き、協議会の指示に基づき第3条の事項の検討・調整をおこなう。

- 2 検討部会は、別紙2に掲げる者をもって構成する。
- 3 検討部会長は安八町建設調整監をもって充てる。
- 4 検討部会長が必要と認める場合は、別紙2に掲げる者以外の出席を求めることができる。
- 5 検討部会長に事故のある時は、あらかじめ検討部会長が指名した者がその職務を代理する。

(事務局)

第8条 協議会、検討部会の事務局は、安八町建設課スマートインターチェンジ建設推進室に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成21年11月19日から施行する。

この規約は、平成24年10月22日から改正施行する。

この規約は、平成26年7月9日から改正施行する。